

派遣と請負の区分基準に関する自主点検項目

項目		回答	
I	自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用すること		
1	業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うこと		
(1)	労働者に対する仕事の割付け、順序、緩急の調整等を自ら行って	いる	いない
(2)	業務の遂行に関する技術的な指導、勤惰点検、出来高査定等について、自ら行って	いる	いない
2	労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うこと		
(1)	労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等について事前に注文主と打ち合わせて	いる	いない
(2)	業務中に注文主から直接指示を受けることのないよう書面が作成されて	いる	いない
(3)	業務時間の把握を自ら行なって	いる	いない
(4)	労働者の時間外、休日労働は業務の進行状況をみて自ら決定して	いる	いない
(5)	業務量の増減がある場合には、事前に注文主から連絡を受ける体制として	いる	いない
3	企業秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うこと		
(1)	事業所への入退場に関する法律の決定及び管理を自ら行って	いる	いない
(2)	服装、職場秩序の保持、風紀維持のための規律の決定及び管理を自ら行って	いる	いない
(3)	勤務場所や直接指揮命令する者の決定、変更を自ら行って	いる	いない
II	請負業務を自己の業務として契約の相手方から独立して処理すること		
(1)	事業運転資金等をすべて自らの責任の下に調達・支弁して	いる	いない
(2)	業務の処理に関して、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負って	いる	いない
(3)	業務の処理のための機械、設備、器材、材料、資材を自らの責任と負担で準備している又は自らの企画又は専門的技術、経験により処理して	いる	いない
(4)	業務処理に必要な機械、資材等を相手方から借り入れ又は購入した場合には、別個の双務契約（有償）が締結されて	いる	いない